

調整点(案)

		現 行	
調整点の項目 (1~9は国が示す優先利用)	条件	調整点	
1 ひとり親家庭			
	母子家庭又は父子家庭で、扶養している児童が2人以上あるとき	+1	
	父母が別居(単身赴任・拘禁中)しているとき	+1	
2 生活保護世帯	生活保護法による扶助を受けているとき	+1	
3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合			
4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合			
5 子どもが障害を有する場合			
6 育児休業明け	産休、育児休業期間が終わり、職場に復帰するとき	+2	
7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等を利用する場合	兄・姉がその保育所に入所しているとき	+1	
8 小規模保育事業などの卒園児童			
9 その他市町村が定める事由	同居する祖父母や近隣に居住する親族等から育児の支援が受けられるとき	-1	
	就労者のうち最近3ヶ月の就労日数が合計で40日に満たないとき	-1	

		新 制 度	
条件	調整点		
母子家庭又は父子家庭で、扶養している児童が1人あるとき	5		
現行に同じ	10		
現行に同じ	10		
現行に同じ	5		
生活保護世帯で、就労による自立につながるが見込まれる場合	10		
世帯・生計中心者が解雇(リストラ)・倒産により生計維持のため早急に就労を要するため求職活動をし、内定している場合	20		
世帯・生計中心者が解雇(リストラ)・倒産により生計維持のため早急に就労を要するため求職活動している場合	10		
申込児童が障害を有するために通所施設に通所、または病院に通院し、保護者の就労が制限されている場合	10		
現行に同じ	20		
育児取得により、一時退園し育児休業明けに再入所の場合	40		
現行に同じ	10		
申込児童の兄弟姉妹が2人いる場合(生計が同一でかつ就学前児童に限る)	5		
申込児童の兄弟姉妹が3人以上いる場合(生計が同一でかつ就学前児童に限る)	10		
多胎児を妊娠している場合	10		
兄弟姉妹が別施設または事業を利用しているため同一施設又は事業に転園を希望する場合	5		
卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業を卒園した場合の経過措置	30		
地域型保育事業を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	15		
現行に同じ	-10		
現行に同じ	-10		
内定は出ていないが、採用面接を受けたり、ハローワークに登録するなど具体的な活動状況が確認できる場合	5		
申込児童を保育施設等に有償で預けているのを常態としている場合(料金の収受が確認できる場合に限る)	10		
待機期間が1年以上経過している場合	5		
待機期間が6ヶ月以上経過している場合	3		
市外に居住している(転入予定者を除く)場合	-60		
申込児童以外の未就学児がいるが、その児童の入園申込をしない場合(親族の介護・看護の事由に該当する児童を除く)	-40		
利用の内定を辞退した場合(辞退した利用つきの属する年度内に限る。また、内定辞退後に特定教育施設または特定地域型保育事業を利用するまでの適用とする)	-40		
未納の保育料がある場合(納付相談が無く、納付誓約を履行しない)	-50		